

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	25	府省庁名 厚生労働省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 退職により企業型年金の加入資格を喪失後、個人型年金の加入資格がない者（第三号被保険者、公務員等）については、個人型年金への移換後に年金資産額が50万円以下であること等の要件を満たすことで、年金資産の中途引き出しを認めている。 ・特例措置の内容 企業型確定拠出年金において、中途引き出し要件の緩和を図るための所要の措置を要望する。 	
関係条文	地方税法第34条第1項第4号口、第314条の2第1項第4号口、所得税法第30条、31条、所得税法施行令72条第2項第5号 確定拠出年金法附則第3条、確定拠出年金法施行令第60条	
減収見込額	[初年度] ー (ー) [平年度] ー (ー) [改正増減収額] ー (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 少子高齢化社会の到来、国民の老後生活の多様化などを踏まえ、老後の所得保障を充実したものとするためには、公的年金の上乗せ部分である企業年金の果たす役割はますます重要となる。 このため、確定拠出年金等の企業年金がその役割を十分に果たし、国民のニーズに応えられるようになるためには、これらの改善を図っていくことが課題である。	
本要望に対応する縮減案	ー	
ページ		25 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 1-3 企業年金等の健全な育成を図ること 1-4 企業年金等の適正な運営を図ること
	政策の達成目標	国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の問題点を改善し普及を阻害する要因を取り除くことで、普及を促進していく。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	(要望の性格上、明示困難)
有効性	要望の措置の適用見込み	退職により企業型年金の加入資格を喪失後、個人型年金の加入資格がない者（第三号被保険者、公務員等）に影響がある。 なお、平成23年度に個人型年金から中途引き出しをした者は2,442人であり、加入者全体の約0.06%である。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	確定拠出年金における少額資産者については、運用手数料を払って運用し続けることで、逆に資産が目減りすることもあることから、こうした者に中途引き出しを認めることは制度趣旨にかなうものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	確定拠出年金については、事業主掛金の拠出時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(該当なし)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	確定拠出年金に係る中途引き出し要件の緩和により、公的年金の上乗せ部分である確定拠出年金制度の問題点を改善し、普及を阻害する要因を取り除くことで、制度普及を図っていく。
	ページ	25 — 2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>個人型年金から中途引き出しをした者 制度創設時からの累計 12,906 人 平成 23 年度 2,442 人</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>(要望の性格上、明示困難)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>(要望の性格上、明示困難)</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>(要望の性格上、明示困難)</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>(要望の性格上、明示困難)</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 16 年度税制改正要望において、少額資産の中途引き出し、個人型加入資格がない者であって一定の要件を満たした者の要件を緩和、平成 19 年度、平成 22 年度税制改正要望において、個人型加入資格を有する者であって一定の要件を満たした者の中途引き出し要件の緩和を要望し、認められている。</p>
<p>ページ</p>	<p>25 — 3</p>